

仙台市農業委員会第 19 回総会議事録

I. 開催日時 令和元年 12 月 26 日（木曜日）午後 1 時 34 分から午後 3 時 30 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 3 号議案 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地判断の件
5. 協議
 - (1) 令和 2 年度農作業標準料金(案)について
6. 報告
 - (1) 農地改良工事（現状変更）届出
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続）による届出
 - (5) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (6) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知書の返戻に関する件
 - (7) 仙台市農地賃借料情報
 - (8) 売り渡し希望農地一覧について
 - (9) 令和元年度第 4 回企画検討チーム会議報告
7. その他
 - (1) 会長報告
 - (2) 事務局からの連絡事項
 - ①農用地利用権設定利用調整会議（契約会）について(令和 2 年 4 月設定分)

- ②「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」に対する回答及び総会等の時間変更等について
- ③令和元年度「農業委員会だより」コンクールの審査結果について
- ④報告様式について（区域活動票、月報）
- ⑤「農業経営収入保険に対応した収入の仕訳方法等の解説について」の普及について
- ⑥第3回市町村農業委員会女性委員等研修会
- ⑦令和元年度市町村農業委員会農地利用最適化推進研修会
- ⑧2020 農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会
- ⑨令和元年度みやぎ農業担い手サミット
- ⑩円滑化事業の廃止に伴う農地中間管理事業への移行手続きについて
- ⑪機構集積協力金について

VI. 農地利用最適化推進委員

安達 良和 早坂 久

VII. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菅原 喜美男
農地係嘱託	庄子 尚		

VIII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第19回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木会長から、ごあいさつをお願いします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。	
	(異議なし)	
議 長	それでは、7番加藤和彦委員、8番菅野則義委員を指名いたします。	

議 長	<p>議事に入ります。 (午後 1 時 32 分)</p> <p>第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>それでは、調査委員会の報告を 19 番結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。</p>
結城一吉委員 (第一調査委員会 委員長)	<p>第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を 12 月 23 日に実施いたしました。調査は、3 番赤間敬委員、5 番大里重市委員、6 番加藤和江委員、13 番品川忠夫委員の 4 名で行いました。今回の申請は、売買による耕作利便が 4 件、贈与による農業承継が 2 件の合計 6 件です。番号 1 番を 13 番品川忠夫委員から、番号 2 番と 3 番を 6 番加藤和江委員から、番号 4 番と 5 番を 5 番大里重市委員から、番号 6 番を 3 番赤間敬委員から報告します。</p>
品川忠夫委員 (13 番)	<p>それでは、番号 1 番を報告します。</p> <p>贈与による所有権移転です。同一世帯の妻への贈与です。譲受人は、現在トラクター 1 台を所有し、田植機と収穫機は作業委託にて、家族 2 人で、69 アールの農地を耕作しています。なお、申請地は岩切山崎今市東土地区画整理予定地になっています。12 月 19 日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第 3 条第 2 項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p>
加藤和江委員 (6 番)	<p>番号 2 番と 3 番を私から報告します。</p> <p>番号 2 番と 3 番は関連していますので、一括して報告します。農地の一部を市へ寄付したことをきっかけに周辺の境界を見直し、売買により耕作の利便を図るものです。番号 4 番 5 番とも関連しています。譲受人は、現在、トラクター 1 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 4 人で 2 ヘクタールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、12 月 21 日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第 3 条第 2 項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p>
大里重市委員 (5 番)	<p>番号 4 番と 5 番を私から報告します。</p> <p>番号 4 番と 5 番は関連していますので、一括して報告します。農地の一部を市へ寄付したことをきっかけに周辺の境界を見直し、売買により耕作の利便を図るものです。番号 2 番 3 番とも関連しています。譲受人は、現在、トラクター 1 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 4 人で 8.6 ヘクタールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ</p>

総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、12月21日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

赤間敬委員
(3番)

番号6番を私から報告します。

番号6番は長男夫婦へ贈与により農業承継を図るものです。譲受人は、現在、耕うん機2台を所有し、田植と稲刈は作業委託により家族3人で、11ヘクタールの農地を耕作しています。申請地は自宅に隣接している畑です。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、12月20日に阿部康幸農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

以上、農地法第3条許可申請合計6件、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時43分)

議 長

続きまして、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、4番大泉権吾委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と私の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが3件、駐車場に転用するものが2件、農道及び駐車場に転用するものが1件の合計6件です。番号1番と2番を4番大泉権吾委員から、番号3番と4番を15番鈴木正年委員から、番号5番と6番を11番菊地郁夫委員から報告します。

大泉権吾委員
(4番)

番号1番と2番を私から報告します。

番号1番は、電気設備工事業の社長個人が電柱及び電気設備の資材置場等に利用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。集落に接続しており、500m以内にコミュニティセンターと郵便局のある区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は田857㎡を転用し、資材置場に360㎡、駐車場(大型2台・普通車2台)に73㎡、通路等に424㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額(親族からの)借入金であり、金銭貸借契約書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、近隣の建設業者が駐車場に利用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。11月1日付で農振農用地区域から除外となった農地です。集落に接続しており、事業用地の拡張であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田774㎡を転用し、駐車場(30台)375㎡、通路等に399㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金残高証明書が提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

鈴木正年委員
(15番)

番号3番と4番を私から報告します。

番号3番は、造園業者が資材置場に利用するもので、期間5年の賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑1,176㎡を転用し、造園用の資材置場として520㎡、駐車場(重機2台・ダンプ等3台)309㎡、法面235㎡、通路等に112㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金残高証明書が提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、建設請負業者が資材置場に利用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対

象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑 1,051 m²と山林 995 m²を含む事業面積 2,046 m²を転用し、建築資材置場として 1,100 m²、通路 280 m²、法面等に 666 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

菊地郁夫委員
(11 番)

番号5番と6番を私から報告します。

番号5番は、農業経営者個人が通路等に利用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑 320.44 m²を転用し、農道 170 m²、駐車場(4台) 80 m²、農業用資材置場 30 m²、法面等に 40.44 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。なお現況は、護岸工事の際に通路として利用したものを耕作利便のため復元せずに農道として利用していたもので、申請者の農地に隣接しているため所有権の移転を行うものです。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、運送業の法人が駐車場に利用するもので、期間10年の賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、田 3,078 m²を転用し、大型トラックの駐車場(23台) 1,196 m²、通路等に 1,882 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金残高証明書が提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

以上、6件よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。 第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時55分)</p>
議 長	<p>続きまして、第3号議案遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断の件について、を上程します。</p> <p>調査委員会の結果を、結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。</p>
結城一吉委員 (第一調査委員会 委員長)	<p>第3号議案の調査結果について報告します。</p> <p>調査は第一調査委員会委員6人で行いました。今回の非農地判断は、計538件です。調査の結果は、4番大泉権吾委員から報告します。</p>
大泉権吾委員 (4番)	<p>第3号議案の調査結果について報告します。</p> <p>今回の遊休農地に係る非農地判断は、計538件です。7月に実施した農地パトロールの結果をもとに非農地判断の対象とした農地について、別紙非農地判定確認表に基づき(確認事項の1から7までの項目を確認し、すべてチェックが入ったものを可としております)、農地台帳確認申告書・住民票・土地登記簿謄本・公図・現況写真・航空写真などを精査し、加えて、相続税納税猶予・贈与税納税猶予・農業者年金・関係土地改良区への影響がないことを確認しました。538件の区別の内訳は、青葉区145件、宮城野区19件、若林区208件、太白区137件、泉区29件です。非農地判断においては非農地(ア)(その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合)に318件、非農地(イ)(その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合)に220件が該当しております。以上のことから、538件を非農地と判断すべきと調査しました。なお、調査した農地は全部で539件ありましたが、そのうち1件は、写真などから非農地までには至らないと判断し、引き続き利用意向調査を行っていきます。以上、よろしくご審議ください。</p>
議 長	<p>第3号議案について調査の結果、非農地と判断すべきと報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第3号議案について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第3号議案遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断の件については、非農地と判断することに決定いたします。</p> <p>以上で議案を終了します。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時05分)</p>
議 長	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>協議事項(1)「令和2年度農作業標準料金(案)について」を松原企画検討チーム長から説明願います。</p>
松原企画検討 チーム長	<p>農作業臨時雇い標準労働賃金は、実態調査で全ての作業の平均値が上がっていること、宮城県の最低賃金が上がったこと等を踏まえ、全て引き上げる提案をします。</p> <p>農機具による農作業標準料金は、実態調査で多くの項目が下がっており、特に大きく下がったマニュアルプレッタと持ち込みの色彩選別機については引き下げ、それ以外については、消費税の関係もありますが昨年とほぼ同額です。</p>
議 長	<p>協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(1)「令和2年度農作業標準料金(案)について」は承認といたします。</p> <p>以上で協議事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時13分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地改良工事(現状変更)届出について、結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。</p>
結城一吉委員 (第一調査委員会 委員長)	<p>農地改良工事(現状変更)届出について、調査の結果を報告いたします。届出は、2件ありました。</p> <p>届出1件目は、田4,312㎡の内1,500㎡を盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振農用地区域内の農地です。現在、本農地は隣接地より低いいため、水はけが悪く管理しにくいことから、盛土して畑として利用するもので、カボチャ・ジャガイモ等を栽培する計画です。隣接する土地は水路と道路と所有者の農地であることから、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、令和2年5月30日までの約5ヶ月です。私が、12月12日に現地を確認しております。土地改良区からの同意書も提出されております。関係書類も整備さ</p>

れ提出されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。

届出2件目は、畑3,949㎡の内2,632.62㎡を盛土して整備し、畑として利用するものです。市街化調整区域の農振その他の区域です。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。かさ上げ道路の取り付け道路に面している農地で、取り付け道路ができてから排水が滞っていることから、道路の高さと同程度までに盛土して、今回、排水路を確保して、畑として貸農園にして利用する計画です。既存宅地に駐車スペースを確保する予定です。隣接する土地から1m離して盛土していくことから、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、令和2年1月10日から7月9日までの約6ヶ月です。担当委員の佐藤千治委員が、12月16日に確認しております。関係書類も整備され提出されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。

議 長

農地改良工事について、報告がありました、何か質問等はありませんか。

(全員なし)

議 長

続きまして、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(8)売り渡し農地一覧までを事務局から報告願います。

なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり、番号4056から4064まで9件の届出がありました。転用目的の内訳は、共同住宅への転用が3件、宅地への転用が2件、駐車場・倉庫・墓地・公衆用道路への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから9ページに記載の通り、番号5158から5181まで24件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が13件、共同住宅・宅地の拡張への転用が各2件ずつ、宅地・事務所・店舗・葬祭会館・駐車場・残土置場・水道管理設への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(4)農地法第3条の3の規定(相続)による届出については、10ページから11ページに記載のとおり7件の届出がありました。相続による権利の取得が6件、持分放棄による権利の取得が1件となっております。詳細は別紙報告書のとおりで。

続きまして、(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、12ページに記載のとおり2件ありました。詳細は別紙報告書のとおりで。

続きまして、(6)農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件については、13ページに記載のとおり3件ありました。詳細は別紙報告書

のとおりです。

続きまして、(7)仙台市農地賃借料情報を作成しました。本年1月から12月までに締結された利用権並びに中間管理事業において賃貸借権を設定したデータに基づき算出し、その平均を示しております。14ページに記載のとおりです。農地の貸し借りの相談などにご活用してください。

次に、(8)売り渡し希望農地一覧ですが、新規の申し出が3件ありましたので、一覧表を修正しております。仙台市のホームページにも掲載して広く周知しているところです。あっせんの掘り起しをよろしく願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議長

報告事項(2)から(8)までについて、ご質問等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問等がないようです。

次に(9)令和元年度第4回企画検討チーム会議報告を松原企画検討チーム長から報告願います。なお、質問については説明後、受けます。

松原企画検討
チーム長

— 説明 —

議長

(9)令和元年度第4回企画検討チーム会議報告について、ご質問等はありませんか。

なければ、以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時25分)

議長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料4をご覧ください。

会長

(会長報告)

議長

次に(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

- ① 農用地利用権設定利用調整会議(契約会)について(令和2年4月設定分)
- ② 「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」に対する回答及び総会等の時間変更等について
- ③ 令和元年度「農業委員会だより」コンクールの審査結果について
- ④ 報告様式について(区域活動票、月報)
- ⑤ 「農業経営収入保険に対応した収入の仕訳方法等の解説について」の普及について

- ⑥ 第3回市町村農業委員会女性委員等研修会
- ⑦ 令和元年度市町村農業委員会農地利用最適化推進研修会
- ⑧ 2020 農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会
- ⑨ 令和元年度みやぎ農業担い手サミット
- ⑩ 名簿（令和元年12月1日現在）
- ⑪ 1月～2月の予定表
- ⑫ 他市町村農業委員会だより等（さいたま市、浜松市、宇和島市）

議 長

次に、台風で被災した丸森町に、先日、農業会議のみやぎアグリレディス21がボランティア活動を行った件について、加藤和江委員から報告をお願いします。

加藤和江委員

— 報告 —

議 長

その他についてご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。

次に、農林部農業振興課から、「円滑化事業の廃止に伴う農地中間管理事業への移行手続き」について、説明したいとのお越しいただいています。

また、農業委員会から「機構集積協力金」について、制度の説明をお願いしますので、併せて説明をお願いします。質問については説明後、一括して受けます。

農業振興課

- ⑬ 円滑化事業の廃止に伴う農地中間管理事業への移行手続きについて
- ⑭ 機構集積協力金について

議 長

以上で全てを終了いたします。

司会：主幹兼
振興係長

それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。

中野会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第19回総会を閉会します。

閉 会

(午後3時30分)